

ホール機能を有する施設の適正配置に向けた検討の背景

- 本市が保有する公共建築物は、現時点で築30年以上のものが約 5 割を占めており、10年後には 7 割を超えることから、**施設の機能低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題**が懸念される。
- 人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展、厳しい財政環境などにより、**これまでと同様の規模・形態で施設を更新していくことが非常に困難**となることが予想される。
- ホールについても築30年以上となる施設が多く、**施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応など、現在の利用者ニーズ等に対応した機能の提供**が求められている。

ホールについて、**施設の設置・利用状況**などを踏まえ、**更なる施設利用の機会を提供**することが可能となるよう、**庁内横断的にホール機能を有する施設の適正配置等**について検討を行う。

附属機関である「**川崎市公共施設マネジメント推進委員会**」に、「**ホールのあり方検討専門部会**」を設置し、**ホール機能を有する施設のあり方について調査・検討**していただき、**各ホールの適正配置に関する取組の推進**を図る。

(部会の委員構成について)

- **学識経験者 (4名)**
 - ・ **公共施設マネジメント推進委員会委員 (2名)**
 - ・ **ホールに関する専門的知見を有する学識経験者 (1名)**
 - ・ **文化芸術に関する専門的知見を有する学識経験者 (1名)**
- **関係団体 (2名)**
 - ・ **文化芸術関係団体から推薦** (川崎市総合文化団体連絡会 1名、川崎市文化財団 1名)
- **市民 (1名)**
 - ・ **公募**を行い、**本市のホール施設が抱える課題等に関する深い理解、意欲・積極性**などを総合的に考慮し、選考

ホールのあり方検討専門部会の設置について

令和3年5月27日 川崎市公共施設マネジメント推進委員会決定

1 目的

川崎市公共施設マネジメント推進委員会（以下、「委員会」という。）において、本市におけるホール機能を有する施設のあり方について検討を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）（以下、「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、委員会に「ホールのあり方検討専門部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) ホール機能を有する施設のあり方の検討に関すること
- (2) その他、必要な審議事項に関すること

3 組織

- (1) 部会の委員は、委員会の委員又は条例第4条第3項の規定に基づく臨時委員として、ホールに関して高い識見を有する者、文化芸術関係団体からの推薦による者及び市民から、委員会の会長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- (3) 部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4 部会の決議の取り扱い

条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。

5 庶務

部会の庶務は、総務企画局公共施設総合調整室において処理する。

6 雑則

前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。